

令和8年度 旭川市

不良空き家住宅等 除却費補助金



適切な維持管理がされていない空き家は、強風、大雪などによる破損部材の飛散や部分的な倒壊のおそれがあり、地域住民に多大な不安を与えています。旭川市では生活環境の保全を図り、安心安全のまちづくりを推進するため、除却費用の一部を補助します。

補助金額

| 補助金額 補助対象工事費の3分の1以内（消費税相当額を除く。）

| 上限額 次に掲げる額のうちいずれか少ない額

(1) 木造：延べ床面積1㎡あたり14,400円

木造以外：延べ床面積1㎡あたり20,400円

(2) 30万円

| 募集予算枠 120万円

※いずれも千円未満切り捨て

受付期間

令和8年4月20日（月）から5月29日（金）まで

- ・受付期間内で補助金申請額が募集予算枠を超えた場合は、要綱に定める危険度の高い順（同じ場合は抽選）により申請対象者を決定します。
- ・受付期間内で募集予算枠に満たない場合は、受付期間を最長で令和8年11月27日（金）まで延長し、随時受付を行い、先着順で補助金交付申請対象者を決定します。

対象者

次の全てに該当する方を対象とします。

(1) 次のいずれかに該当する方（個人に限る。）であること。

ア 除却しようとする不良空き家住宅等の所有者として、登記簿又は固定資産の課税台帳に記載されている方

イ アの相続人（複数人いる場合は代表者）

ウ 除却しようとする不良空き家住宅の所在する土地（以下「所在地」という。）の所有者として登記簿又は固定資産の課税台帳に記載されている者（所有者が複数である場合は代表者）

(2) 市税の滞納がない方。

(3) 今年度、御本人又は同じ世帯の方がこの補助金の交付を受けていない方

(4) 当該年度において、本人又は同じ世帯の者が所在地（当該所在地と連続する土地を含む。）における旭川市地域材活用住宅建設補助金の交付を受けていないこと。

(5) 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条の暴力団関係事業者に該当しない方

対象の住宅

次の全ての要件に該当する不良空き家住宅等を対象とします。

- (1) 市街化区域内に存し、倒壊した場合に近隣家屋若しくは道路に被害をもたらすおそれがあると認める住宅又は防火地域若しくは準防火地域に存する住宅であること。
 - (2) 専用住宅（長屋であって居住のため区分所有している部分を含む。）又は延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供する兼用住宅であること。
 - (3) 不良空き家住宅等の所有権を有する者が複数いる場合は、建物を除却することに関し、あらかじめ、その全ての者から同意を得ている住宅であること。
 - (4) 不良空き家住宅等に抵当権その他の権利（所有権を除く。）を有する者がいる場合は、建物を除却することに関し、あらかじめ、その全ての者から同意を得ている住宅であること。
 - (5) 補助を受ける目的で故意に破損させたもの以外の住宅であること。
 - (6) 国又は地方公共団体による除却に関わる補助を受けていない住宅であること。
 - (7) 建築物の事前調査により、不良空き家住宅等で対象となる基準を超えている住宅であること。
- ※事前に旭川市が把握している空き家で対象となることが明らかな場合はこの限りではありません。

建物の事前調査

- ・補助金交付申請前に補助対象の住宅の要件を満たす住宅であるかどうかを建築指導課の職員が調査します。
- ・所定の様式（建築物調査申込書）を記入の上、お申し込みください。
- ・建築物の調査は、申込者等の立会により行いますので日程など御相談ください。
- ・補助対象となる不良空き家住宅等は、右に示した劣化等が複数におよぶ状態が目安となります。



(補助対象イメージ)

対象の工事

次の条件を全て満たす除却工事を対象とします。

- (1) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき北海道知事の解体工事者登録を受けた者又は建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る許可を受けた、本市内に営業所等を置く除却施工者が施行する除却工事であること。
- (2) 不良空き家住宅等の全部を除却し、更地とする工事であること。
- (3) 区分所有建築物の場合は、同一敷地内で申請者が所有する部分の全てを除却する工事（当該工事に伴う、残りの区分所有建築物部分の復旧等、必要最小限の補修工事を含む。）であること。
- (4) 交付決定を受ける前に除却工事の契約及び着手していない工事であること。

補助金の申請に必要な書類

※事前調査申込に必要な書類ではありません

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 除却工事費の見積書（内訳明細のあるもの）
- (3) 除却工事の工程が確認できる書類
- (4) 申請者の要件を満たすことが確認できる書類
（登記事項証明書又は固定資産税評価・所有証明書など）
- (5) 申請者の市税の納税証明書（完納証明書）
- (6) 除却施工者の要件を満たすことが確認できる書類

※ このほかに建築年次を証明する書類等が必要になる場合があります。

※ 受付した書類は返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取ってください。

※ 申請関係の書類は持参、郵送又は電子メールでの提出をお願いします。（受付期間内必着）

工事の契約・着工時期について

申請書類の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合には、「補助金交付決定通知書」をお送りします。「補助金交付決定通知書」が届いてから工事業者と契約を行い、着工してください。既に着工しているものや、補助交付決定前に契約・着工したものは補助の対象外となりますので御注意ください。

補助金の請求期限

令和 9 年 2 月 24 日（水）

お問い合わせ・申請書の提出先



旭川市建築部建築指導課

〒070-8525

旭川市 7 条通 10 丁目 旭川市役所第二庁舎 3 階

電話 0166-25-8561（直通）

旭川市不良空き家住宅等除却費補助金 手続きフロー

